

# 1 概 要

## (1) 選挙の期日

平成7年の統一地方選挙において執行予定であった兵庫県議会議員選挙は、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙とともに、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の被害により、県選挙管理委員会として上記選挙の選挙期日の延期を当時の自治大臣あて要望した結果、選挙期日が平成7年6月11日に延期され、あわせて議員が不在になることのないよう在職議員の任期延長がなされた。

このような臨時の特例措置が講じられることにより平成11年の統一地方選挙に際しては、統一から除外されることが想定されたため、選挙期日の延期要望に際し、あわせて、平成11年以降の統一地方選挙への復帰について当時の自治大臣あて要望を行った結果、平成10年5月22日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」では、大震災で離脱した上記選挙も当該選挙管理委員会の決定により、再び統一地方選挙として実施できることとなり、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、上記選挙を統一地方選挙として実施することを決定した。

平成15年及び19年執行の上記選挙についても、平成11年同様の法的措置により、統一地方選挙にて執行されたところであるが、今回についても同様に、統一地方選挙において執行することができるよう総務大臣あて要望を行った結果、平成22年12月8日公布、施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」に基づき、県選挙管理委員会並びに神戸市、西宮市及び芦屋市の選挙管理委員会において、上記選挙を統一地方選挙にて執行する旨を平成22年12月10日に告示した。

### (県議会議員選挙)

告示日	平成23年4月1日
投票日	平成23年4月10日

なお、今回の選挙は、平成22年3月19日に改正された「兵庫県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例」により、選挙区数41、定数89名で執行された。選挙区等の変更点は以下のとおりである。

- ア 「姫路市選挙区」(定数8)及び「飾磨郡選挙区」(定数1)について、旧飾磨郡の区域を含めた現姫路市の区域を「姫路市選挙区」(定数8)とした。
- イ 「西脇市選挙区」(定数1)及び「多可郡選挙区」(定数1)について、現多可郡の区域を現西脇市の区域に強制合区し、「西脇市及び多可郡選挙区」(定数1)とした。
- ウ 「龍野市選挙区」(定数1)及び「揖保郡選挙区」(定数1)について、現在の郡市の区域であるたつの市、揖保郡の区域を任意合区し、「たつの市及び揖保郡選挙区」(定数2)とした。
- エ 豊岡市選挙区(定数1)。

これまでの県議会議員一般選挙の日程（平成7.6.11執行分を除き統一地方選挙として執行）

区分	告示日	選挙の期日	定数	選挙区	特例法
1	昭 22.4.10	昭 22.4.30	72	40	昭 22. 3.15 法律第 15 号、内務省告示第 68 号
2	昭 26.4. 3	昭 26.4.30	78	43	昭 26. 2. 1 法律第 2 号
3	昭 30.4. 3	昭 30.4.23	78	48	昭 30. 1.24 法律第 2 号、30.3.16 政令第 31 号
4	昭 34.4. 8	昭 34.4.23	83	45	昭 33. 12.27 法律第 188 号、34.1.31 政令第 11 号
5	昭 38.4. 2	昭 38.4.17	87	45	昭 37.12.26 法律第 163 号、政令第 458 号
6	昭 42.3.31	昭 42.4.15	90	45	昭 41.12.26 法律第 146 号、政令第 391 号
7	昭 46.3.30	昭 46.4.11	90	45	昭 45.12.24 法律第 128 号、政令第 341 号
8	昭 50.4. 1	昭 50.4.13	90	46	昭 49.12.27 法律第 111 号、政令第 395 号
9	昭 54.3.27	昭 54.4. 8	91	46	昭 53.11.10 法律第 100 号、政令第 365 号
10	昭 58.3.29	昭 58.4.10	91	46	昭 57.12.28 法律第 94 号、58.1.6 政令第 1 号
11	昭 62.4. 2	昭 62.4.12	91	46	昭 61.12. 9 法律第 99 号、政令第 368 号
12	平 3.3.29	平 3.4. 7	94	46	平 2.11.15 法律第 76 号、政令第 329 号
13	平 7.6. 2	平 7.6.11	92	46	平 7. 3.13 法律第 25 号、政令第 54 号
14	平 11.4. 2	平 11.4.11	92	46	平 10. 5.22 法律第 67 号、政令第 301 号
15	平 15.4. 4	平 15.4.13	93	46	平 14.12.13 法律第 150 号、政令第 373 号
16	平 19.3.30	平 19.4. 8	92	44	平 18.12. 8 法律第 107 号、政令第 374 号
17	平 23.4. 1	平 23.4.10	89	41	平 22.12. 8 法律第 68 号、政令第 238 号

## (2) 統一選挙特例法等

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成22年12月8日法律第68号)

(選挙期日)

- 第1条 平成23年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合及び公職選挙法(昭和25年法律第100号)第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行う場合を除き、同法第33条第1項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては平成23年4月10日、指定都市以外の市、町村及び特別区(以下「市区町村」という。)の議会の議員及び長の選挙にあっては同月24日とする。
- 2 平成23年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第33条第1項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)の選挙管理委員会にあっては同年1月9日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月23日までに、その旨を告示しなければならない。
- 3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長(第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の地方公共団体の議会の議員又は長であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。)について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成23年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前5日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。
- 4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長(当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第34条の2第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示がなされているものを除く。)について、選挙を行うべき事由が生じた場合(同法第117条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。)において、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が平成23年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前10日までに始まるときは、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合を除き、当該選挙の期日は、同法第33条第2項又は第34条第1項の規定にかかわらず、それぞれ第1項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第2条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第33条第5項又は第34条第6項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 平成23年3月24日
- 二 指定都市の長選挙 平成23年3月27日
- 三 都道府県等の議会の議員選挙 平成23年4月1日
- 四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 平成23年4月17日
- 五 町村の議会の議員及び長の選挙 平成23年4月19日

(同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い)

第3条 公職選挙法第34条の2の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも平成23年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、適用しない。

(同時選挙)

第4条 第1条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行う。

2 第1条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第119条第2項の規定により同時に行う。

3 前2項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

(重複立候補の禁止)

第5条 第1条の規定により平成23年4月10日に行われる選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域)の全部又は一部を含む区域について、同条の規定により同月24日に行われる選挙又は公職選挙法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることできない。

2 前項の規定により公職の候補者となることできない者は、公職選挙法第68条第1項第2号(同法第46条の2第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第68条第3項第2号、第86条第9項第3号、第86条の2第7項第2号(同法第86条の3第2項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることできない者とみなす。

(寄附等の禁止期間)

第6条 第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項に規定する期間及び同法第199条の5第1項から第3項までに規定する一定期間とは、同条第4項の規定にかかわらず、第1条第1項又は第2項の規定によるそれぞれの選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第7条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 平成23年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成23年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月23日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月23日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成23年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月23日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日91日に当たる日又は同年1月23日のいずれか早い日において、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。))の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年1月23日」とあるのは、「同年1月9日」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第8条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(人口の特例)

第2条 第1条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第90条第2項又は第91条第2項の規定を適用する場合並びに第1条の規定により行われる選挙における地方公共団体の議会の議員の選挙区につき公職選挙法第15条第2項、第3項及び第8項並びに第271条第2項の規定を適用する場合における当該地方公共団体の人口については、他の法令の規定にかかわらず、平成23年1月1日までに平成22年の国勢調査の結果による人口が官報で公示されるに至らなかった場合には、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることができる。

2 地方自治法の一部を改正する法律(平成22年法律第 号)の施行の日以後第1条の規定により行われる選挙について前項の規定を適用する場合には、同項中「第1条の規定により行われる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第90条第2項又は第91条第2項の規定を適用する場合並びに第1条」とあるのは、「第1条」とする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令  
 (平成22年12月8日政令第238号)

(選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い)

第1条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(以下「法」という。)第1条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

上欄	中欄	下欄
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定めるところにより	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)第1条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第2条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日(以下この項及び次条第1項において「告示日」という。)の前日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、選挙の期日現在)により告示日の前日に
公職選挙法第23条第1項	当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)が定める期間	告示日に
公職選挙法第46条の2第2項及び第86条の4第7項	第33条第5項(第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第17条第1号	その任期が終わる日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)第1条第1項に規定する選挙の期日
公職選挙法施行令第49条の2第1項及び第127条の3	法第33条第5項(法第34条の2第5項において準用する場合を含む。)、第34条第6項又は第119条第3項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第1条第1項に規定する選挙の期日

(署名収集の禁止期間の取扱い)

第2条 法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第92条第5項第1号(同令第99条、第100条、第110条、第116条、第121条、第212条の2、第212条の4、第213条の2、第214条の2、第215条の2、第216条の3及び第217条の2並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)第3条第1項において準用する場合を含む。)及び市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成17年政令第55号)第2条第5項(同令第14条及び第28条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成22年法律第68号)第1条第1項に規定する選挙の期日」とする。

第3条 前条の規定は、次に掲げる法第1条第1項に規定する市区町村(以下この項及び第5条において「市区町村」という。)の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 平成23年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 平成23年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の前日61日に当たる日又は同年2月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

三 平成23年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の前日61日に当たる日又は同年2月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の前日90日に当たる日から当該任期満了の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了による選挙について法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の長の任期満了による選挙に限る。)

2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、法第1条第2項に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年2月22日」とあるのは、「同年2月8日」と読み替えるものとする。

(同時選挙に関する規定の取扱い)

第4条 公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は、法第4条第2項の規定により地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下この条及び次条において「指定都市」という。)の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。

(法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い)

第5条 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第1条第2項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

兵選管第1100号  
平成22年9月2日

## 要 望 書

総務大臣  
原 口 一 博 様

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 村 上 寿 浩

兵庫県議会議員選挙、神戸市、西宮市及び芦屋市の各市議会議員選挙並びに芦屋市長選挙については、平成7年の阪神・淡路大震災の影響による選挙期日の延期及びこれに伴う在任議員等の任期延長により、統一地方選挙の対象外とされたことから、平成11年以降、統一地方選挙における執行を要望させていただいたところであります。

政府・国会の御尽力により、平成11年以降の過去3回の統一地方選挙における「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の制定にあたり、上記選挙を統一地方選挙において執行することができるよう法的措置が講じられたことに深く感謝を申し上げます。

つきましては、平成23年執行予定の上記選挙についても統一地方選挙において執行することができるよう、これまでと同様、法的措置を講じていただきたく特段の御高配を賜りますよう重ねて要望いたします。



### (3) 候補者

今回の選挙の立候補者は、下表のとおり全選挙区を通じて 135 名（内女性 23 名）であった。

また、8 選挙区の 9 名が無投票当選となった。

なお、立候補の受付等の選挙長事務は、各市区及び佐用町選挙管理委員会の格別の協力のもと、都市部選挙区は各市区で、佐用郡を除く郡部選挙区は県民局で、佐用郡は佐用町で行った。

区分	自民	民主	公明	共産	みんな	諸派	無所属	計
新	(1) 5	(4) 12	(1) 4	(3) 6	6	2	(4) 20	(13) 55
現	23	(2) 13	8	(4) 4	-	-	(1) 25	(7) 73
元	-	-	-	(3) 5	-	-	2	(3) 7
計	(1) 28	(6) 25	(1) 12	(10) 15	6	2	(5) 47	(23) 135

( ) は女性候補者の数で内書きである。諸派は新社会党と西宮維新の会である。

### (4) 当選人

党派別の当選人、得票数及び得票率は下表のとおりである。

女性の当選者は 12 名と、平成 11 年と並び過去最多となった。

区分	自民	民主	公明	共産	みんな	その他の政党	諸派	無所属	計
新	(1) 5	(2) 6	(1) 4	(1) 1	1	-	1	(1) 6	(6) 24
現	21	(2) 11	8	(2) 2	-	-	-	(1) 19	(5) 61
元	-	-	-	(1) 2	-	-	-	2	(1) 4
計	(1) 26	(4) 17	(1) 12	(4) 5	1	-	1	(2) 27	(12) 89
得票数	425,689	324,647	220,990	165,997	59,929	-	19,750	457,132	1,674,134
得票率	25.43	19.39	13.20	9.92	3.58	-	1.18	27.31	100.00
前回得票率	23.41	19.50	12.89	10.93	-	0.62	0.56	32.10	100.00
前々回得票率	24.88	14.13	15.83	12.38	-	2.26	2.89	27.64	100.00

( ) は女性の数で内書きである。

得票率は、単位未満を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。(以下同じ)

(参考)

過去の党派別候補者数と当選人数の推移は次のとおりである。

## 党派別候補者数(上段)及び当選人数(下段)

区分	自由	民主	社 会			公 明	共産	新自ウ	諸派	無所属	計
昭22年 第1回	5	12	36			-	16	-	111	40	220
	2	4	13			-	0	-	42	11	72
昭26年 第2回	53 32	国民民主	33 11			-	8 0	-	32 14	46 16	178 78
		6 5									
昭30年 第3回	10 5	日本民主	左 社	右 社	-	3 0	-	23 17	71 21	176 78	
		27 17	15 3	27 15							
昭34年 第4回	自由民主		34 21			-	5 0	-	10 9	52 12	156 83
	55 41										
昭38年 第5回	36 28		社 会	民 社	公政連	9 0	-	26 22	41 9	154 87	
			28 20	12 6	2 2						
昭42年 第6回	53 40		29 17	13 8	公明	23 2	-	-	51 17	175 90	
					6 6						
昭46年 第7回	59 42		25 18	15 8	7 6	25 5	-	6 1	28 10	165 90	
昭50年 第8回	39 37		22 12	14 6	17 13	33 6	-	3 0	45 16	173 90	
昭54年 第9回	41 38		20 12	8 7	15 11	20 6	1 0	-	31 17	136 91	
昭58年 第10回	45 32		18 12	9 9	14 14	48 4	-	-	35 20	169 91	
昭62年 第11回	46 36		15 15	9 9	15 12	26 5	-	-	36 14	147 91	
平3年 第12回	43 41		20 12	6 5	10 10	16 6	-	1 0	40 20	136 94	
平7年 第13回	自 民	新 進	社会	護憲	兵庫民社	12 12	16 7	-	3 0	62 36	146 92
	31 29	3 1	9 5	7 1	3 1						
平11年 第14回	自由民主		民主	社 民		13 11	18 14	-	9 3	47 27	135 92
	29 25	17 10	2 2								
平15年 第15回	自由民主	自由	民主	2 2		12 12	18 8	-	6 4	49 27	134 93
	29 26	2 0	16 14								
平19年 第16回	自由民主		民主	1 0		12 12	17 5	-	1 0	63 32	144 92
	28 25	22 18									
平23年 第17回	自由民主	みんな	民主	0 0		12 12	15 5	-	2 1	47 27	135 89
	28 26	6 1	25 17								

## (5) 選挙人名簿

### ア 登録基準日等

今回の選挙人名簿の登録については、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令」第1条の規定により、次の日程で選挙時登録等が行われた。

登録基準日 平成23年3月31日

ただし、年齢については平成23年4月10日現在

登録日 平成23年3月31日

縦覧期間 平成23年4月1日

### イ 選挙人名簿登録者数

平成23年3月31日現在の選挙人名簿登録者数は、県内で4,552,359人であり、前回選挙の際の選挙時登録者数(19.3.29現在)4,528,899人に比べて、23,460人の増加となっている。

#### 市町別男女別選挙時登録者数等

区分	市	町	県計(A)	前回(B) (H19.4.8)	(A)-(B)	当日有権者数
男	2,051,680	106,997	2,158,677	2,151,750	6,927	1,953,472
女	2,276,797	116,885	2,393,682	2,377,149	16,533	2,174,559
計	4,328,477	223,882	4,552,359	4,528,899	23,460	4,128,031

なお、最近の登録者数の推移は次表のとおりである。

登録時	男 (人)	女 (人)	計 (人)	参考	
				市(人)	町(人)
平成 16. 6. 2 (定 時)	2,134,348	2,347,294	4,481,642	3,875,077	606,565
16. 6.23 (参院選挙時)	2,138,910	2,352,244	4,491,154	3,883,813	607,341
17. 6. 2 (定 時)	2,140,093	2,358,029	4,498,122	4,139,063	359,059
17. 6.15 (知事選挙時)	2,142,516	2,360,644	4,503,160	4,143,656	359,504
17. 8.29 (衆院選挙時)	2,142,998	2,362,711	4,505,709	4,146,616	359,093
17. 9. 2 (定 時)	2,143,114	2,362,756	4,505,870	4,146,801	359,069
18. 9. 2 (定 時)	2,147,644	2,371,412	4,519,056	4,291,820	227,236
19. 3. 2 (定 時)	2,150,274	2,375,686	4,525,960	4,298,501	227,459
19. 3.29 (県議選挙時)	2,151,750	2,377,149	4,528,899	4,301,356	227,543
19. 6. 2 (定 時)	2,151,403	2,376,800	4,528,203	4,300,801	227,402
19. 7.11 (参院選挙時)	2,164,415	2,388,408	4,552,823	4,324,724	228,099
20. 9. 2 (定 時)	2,154,377	2,383,982	4,538,359	4,311,850	226,509
21. 6. 2 (定 時)	2,156,916	2,387,508	4,544,424	4,318,364	226,060
21. 6.17 (知事選挙時)	2,160,610	2,391,024	4,551,634	4,325,298	226,336
21. 8.17 (衆院選挙時)	2,160,086	2,391,221	4,551,307	4,325,441	225,866
21. 9. 2 (定 時)	2,158,893	2,390,117	4,549,010	4,323,316	225,694
22. 6. 2 (定 時)	2,159,328	2,391,958	4,551,286	4,326,437	224,849
22. 7.11 (参院選挙時)	2,162,676	2,395,345	4,558,021	4,332,917	225,104
22. 9. 2 (定 時)	2,159,478	2,393,038	4,552,516	4,328,104	224,412
22.12. 2 (定 時)	2,159,867	2,393,874	4,553,741	4,329,484	224,257
23. 3. 2 (定 時)	2,158,116	2,392,839	4,550,955	4,327,007	223,948
23. 3.31 (県議選挙時)	2,158,677	2,393,682	4,552,359	4,328,477	223,882

ウ 補正登録者数

今回の選挙時登録日以降、選挙期日までの間の補正登録者数は、4人(市4人)であった。

日付	選挙名	市計	町計	県計
平成 17. 7. 3	知事選	1	0	0
平成 17. 9. 11	衆院選	0	0	0
平成 19. 4. 8	県議選	4	0	4
平成 19. 7. 29	参院選	0	0	0
平成 21. 6. 17	知事選	0	0	0
平成 21. 8. 17	衆院選	0	0	0
平成 22. 7. 11	参院選	2	0	2
平成 23. 4. 10	県議選	4	0	0

(6) 投票

ア 投票の状況

今回の選挙は、県民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、選挙の円滑な執行を期す観点から、前回に引き続き、統一地方選挙で執行した選挙であった。

投票率は、前回の 45.67%を 4.24 ポイント下回る過去最低の 41.43%であった。

回数	区分 選挙期日	市			町			県計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
(1)	昭 22. 4. 30	70.50	70.10	70.30	86.60	85.70	86.10	79.50	79.20	79.40
(2)	26. 4. 30	68.92	66.71	67.78	92.68	91.78	92.21	78.71	77.33	78.00
(3)	30. 4. 23	64.42	64.68	64.56	85.88	83.98	84.88	70.73	70.49	70.61
(4)	34. 4. 23	66.75	68.22	67.51	85.84	83.84	84.78	70.83	71.66	71.26
(5)	38. 4. 17	62.42	65.87	64.18	83.65	83.67	83.66	65.50	68.66	67.12
(6)	42. 4. 15	53.00	57.26	55.80	76.70	77.28	77.01	56.33	60.31	58.38
(7)	46. 4. 11	56.27	59.32	57.83	78.39	78.87	78.65	58.85	61.78	60.36
(8)	50. 4. 13	57.19	60.34	58.81	79.32	80.19	79.78	60.47	63.44	62.00
(9)	54. 4. 8	49.38	52.08	50.77	75.05	76.75	75.95	51.31	54.01	52.70
(10)	58. 4. 10	50.36	53.60	52.04	68.44	69.95	69.23	53.30	56.32	54.87
(11)	62. 4. 12	50.48	54.35	52.49	70.45	73.02	71.80	53.44	57.18	55.39
(12)	平 3. 4. 7	46.56	50.73	48.73	63.86	66.68	65.34	48.36	52.42	50.48
(13)	7. 6. 11	41.78	45.92	43.93	55.42	58.25	56.91	42.82	46.88	44.94
(14)	11. 4. 11	45.67	48.31	47.05	59.48	62.48	61.05	46.78	49.45	48.17
(15)	15. 4. 13	42.87	45.32	44.16	49.98	52.37	51.23	43.32	45.77	44.60
(22)	19. 4. 8	44.33	45.57	44.99	58.52	60.44	59.53	45.00	46.27	45.67
(23)	23. 4. 10	40.98	41.19	41.09	50.39	51.10	50.76	41.32	41.54	41.43

## イ 期日前投票・不在者投票

期日前投票者数は301,806人となり、前回選挙における期日前投票者数(220,334人)に比べ、81,472人(36.98%)増加した。

また、今回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数の合計は、321,070人(期日前投票301,806人、不在者投票19,264人)となり、前回選挙における期日前投票者数及び不在者投票者数240,870人(期日前投票220,334人、不在者投票20,536人)に比べ80,200人(33.30%)増加した。

また、特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票については、104件であった。

なお、最近の各種選挙における期日前投票等の状況は、次表のとおりである。

選挙名		当日有権者数 A	期日前(不在者) 投票者数 B	B / A×100	投票総数に 占める率(%)
16. 7.11 参院選 (選挙区)	市	3,868,857	273,115	7.06	13.09
	町	605,201	60,403	9.98	15.96
	計	4,474,058	333,518	7.45	13.53
17. 7. 3 知事選	市	4,075,207	154,164	3.78	11.80
	町	353,967	26,892	7.60	15.87
	計	4,429,174	181,056	4.09	12.27
17. 9.11 衆院選 (小選挙区)	市	4,135,483	387,513	9.37	14.16
	町	358,131	46,678	13.03	17.97
	計	4,493,614	434,191	9.66	14.49
19. 4. 8 県議選	市	3,748,525	221,824	5.92	13.15
	町	184,148	19,046	10.34	17.38
	計	3,932,673	240,870	6.12	13.41
19. 7.29 参院選 (選挙区)	市	4,296,883	447,816	10.42	18.52
	町	226,726	31,400	13.85	22.04
	計	4,523,609	479,216	10.59	18.71
21. 7. 5 知事選	市	4,254,483	238,683	5.61	15.88
	町	222,985	25,818	11.58	23.51
	計	4,477,468	264,501	5.91	16.40
21. 8.30 衆院選 (小選挙区)	市	4,313,406	591,459	13.71	20.57
	町	225,254	44,221	19.63	27.08
	計	4,538,660	635,680	14.01	20.92
22. 7.11 参院選 (選挙区)	市	4,318,605	504,528	11.68	21.59
	町	224,318	38,928	17.35	28.90
	計	4,542,923	543,456	11.96	21.99
23. 4.10 県議選	市	3,980,567	298,949	7.51	18.28
	町	147,464	22,121	15.00	29.55
	計	4,128,031	321,070	7.78	18.77

(注) 期日前投票及び不在者投票の合計を計上。県議選は無投票となった選挙区を含めていない。

また、平成19年参院選以降の国政選挙の当日有権者数及び期日前(不在者)投票者数には、在外選挙分を含む。

## ウ 投票所

今回の選挙における投票所数は、8選挙区で無投票であったため、1,596カ所であった。  
最近における投票所数は、次表のとおりである。

選挙名	区分	投票所数		
		市部	郡部	県計
平19.4.8	県議選	(1,865) 1,589	(253) 225	(2,118) 1,814
19.7.29	参院選	1,836	253	2,089
21.7.5	知事選	1,821	244	2,065
21.8.30	衆院選	1,820	244	2,064
22.7.11	参院選	1,791	222	2,013
23.4.10	県議選	(1,766) 1,486	(222) 110	(1,988) 1,596

( ) 内の数は、全選挙区が有投票であった場合の予定数である。

また、今回使用した投票所の施設内訳は次のとおりである。

区分	市町別	投票所数	左記の内訳										借上料を要した投票所数
			市区役所・町役場	支所・出張所	学校・幼稚園	公会堂	公民館	(学校以外のもの) 体育館	集会施設	駅構内	公共施設	左記以外の	
投票日所前	市	98	31	45	0	0	5	0	1	0	10	6	8
	町	13	8	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	計	111	39	49	0	0	5	0	1	0	11	6	8
投票所	市	1,486	17	16	501	26	83	10	379	0	227	227	663
	町	110	2	1	26	21	32	4	14	0	9	1	54
	計	1,596	19	17	527	47	115	14	393	0	236	228	717

## エ 投票用紙

開票事務の迅速化を図るため、一般投票用紙には引き続き合成紙(BPコート110)を用いた。  
なお、視覚障害者が自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、前回に引き続き、点字投票用紙の右上に点字で「けんぎかい」と印刷した。

区分	紙質	紙色	刷色	枚数
一般投票	BPコート110	あさぎ色	黒色	4,580,000
点字投票	上質紙110kg	あさぎ色	黒色	12,500
船員不在者投票	上質紙70kg	あさぎ色	黒色	6,500

(7) 開 票

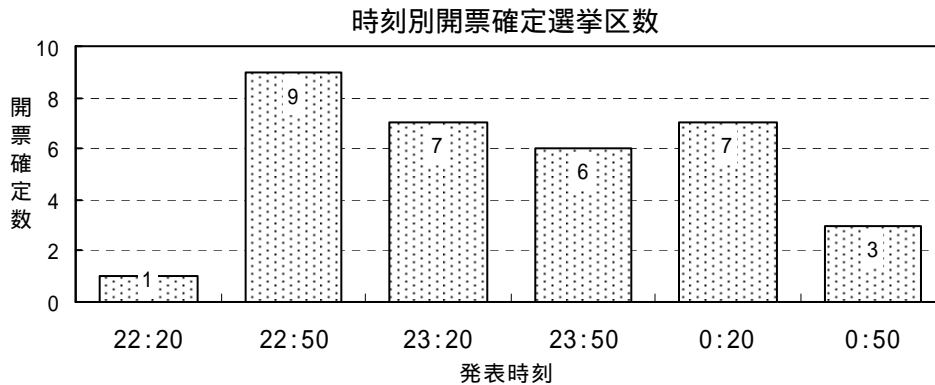
ア 開票速報

開票速報については、従来と同様、報道の一元化を図り、正確かつ迅速に情報を提供するため、各市区町選挙管理委員会の協力のもと、県に速報本部を設置し実施した。

県速報本部では、中間速報は全選挙区一覧表で、21時50分を第1報に、全選挙区確定まで30分間隔で発表した。

また、確定速報は選挙区単位で確定の都度発表し、開票確定進捗状況は次図のとおり。

なお、報道機関に対して従来どおり帳票による発表に加え、電子メールでも発表を行ったほか、一般県民向けに、ホームページで同時に情報提供を行った。



イ 無効投票

今回の選挙においては、無効投票率が2.12%と、前回県議選時を0.21ポイント上回った。過去の選挙の無効投票の状況は、次のとおりである。

区 分		投票総数	無効投票数	無効投票率(%)
平19.4. 8県議選		1,795,897	34,269	1.91
平19.7.29参院選	選挙区	2,560,841	95,518	3.73
	比例代表	2,560,581	75,497	2.95
平21.7. 5知事選		1,612,950	33,531	2.08
平21.8.30衆院選	小選挙区	3,038,839	65,929	2.17
	比例代表	3,038,081	65,706	2.16
平22.7.11参院選	選挙区	2,471,813	110,982	4.49
	比例代表	2,471,744	66,415	2.69
平23.4.10県議選		1,710,399	36,265	2.12

また、無効投票の内訳は、次表のとおりであり、白紙投票が最も多くなっている。

選挙名	白紙投票	雑事記載	記号符号記載	候補者でない者の氏名記載	その他	合計
平19.4. 8県議選	18,248 (53.2%)	6,656 (19.4%)	5,699 (16.6%)	2,489 (7.3%)	1,177 (3.4%)	34,269 (100%)
平23.4.10県議選	19,623 (54.1%)	8,347 (23.0%)	5,002 (13.8%)	1,935 (5.3%)	1,358 (3.7%)	36,265 (100%)

## (8) 選挙公営

### ア 選挙公報

選挙公報は、立候補者135名のうち134名から掲載申請があり、無投票当選者となった9名を除く125名について発行した。

規格は、立候補者数が9人以上の姫路市及び西宮市でブランク版、他の選挙区はタブロイド版とし、2,370,720部印刷した。これは、平成23年3月末現在の住民基本台帳に基づく世帯数の約107.62%に相当する。

印刷は4月1日～4月4日の4日間で行い、印刷と平行して順次市区町へ送付した。

また、新聞折込みについては12市2町で実施した。

### イ ポスター掲示場

今回の選挙は、14,132箇所のポスター掲示場が設置された。法定数（14,370箇所）からは238箇所の減少となっている。前回県議選と比較すると、法定数が724箇所減少し、減少承認数が9箇所増加したため、あわせて733箇所の減少となった。

また、区画数については各選挙区における立候補予定者数に応じ、4区画から14区画とし、区画番号には従来どおり掲示場の右上段から右下段の順に左へ一連番号を付す方法とした。

区 分	平成23.4.10県議選	平成19.4.8県議選
最多設置選挙区《設置数》	西宮市《850》	西宮市《841》
最小設置選挙区《設置数》	相生市《152》	龍野市《123》
設 置 数	14,132 (2,771)	14,847 (2,113)
法 定 数	14,370 (2,887)	15,094 (2,131)
減 少 数	238 ( 116)	247 ( 18)

( ) は無投票選挙区分内書き

### ウ 選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成

「兵庫県議会議員及び兵庫県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例」に基づき、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成について選挙公営が行われた。

なお、当該選挙公営に関する事務については、各市区町選挙管理委員会及び県民局の協力のもと、届出書、確認申請書の受理、確認書の交付事務について、市部選挙区は各市区経由で、郡部選挙区は県民局（佐用郡選挙区は佐用町）で行うとともに、支払事務については、県選管（市町振興課）で行った。

公費負担の限度額は次のとおりである。

#### 選挙運動用自動車の使用

契 約 方 式		1日単価
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500円
一般運送契約 以外の契約	自動車の借入れ契約	15,300円
	燃料の供給契約	7,350円
	運転手の雇用	12,500円



選挙運動用ポスターの作成

公費負担限度額 = 基準単価 × 県選管が確認した枚数  
 (選挙区内のポスター掲示場数の2倍を限度)

ポスター掲示場数	基準単価
500以下の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{301,875円 + 510.48円 \times n}{n}$
500超の場合 n=ポスター掲示場数	$\frac{557,115円 + 26.73円 \times (n - 500)}{n}$

(9) 政治活動

今回の選挙においては、告示日の8時30分から確認団体の申請を受け付け、所属候補者数が3人以上であることが確認できた後に、確認書の交付を行った。その結果、日本共産党、自由民主党、みんなの党、民主党、公明党の順で確認団体となった。確認団体の政治活動の状況は次のとおりであった。

確認団体番号	政治団体名	届出新聞	届出ビラ種類	自動車表示旗交付数	ポスター証紙交付枚数	政談演説会開催回数
		届出機関誌				
1	日本共産党	しんぶん赤旗 前衛	1種類	3流	4,100枚	
2	自由民主党	自由民主 りぶる	1種類	6流	4,400枚	
3	みんなの党	みんなのジャーナル	1種類	1流	1,800枚	
4	民主党	民主	2種類	5流	2,900枚	1回
5	公明党	公明新聞 公明グラフ	1種類	2流	4,200枚	3回

(10) 取締状況

今回の選挙における警告・検挙件数は、次のとおりであった。

区分		平 23.4 統一選	平 19.4 統一選	差 引
警 告	件 数	71	12	59
	人 数	71	12	59
検 挙	件 数	4	4	0
	人 数	33	5	28

検挙数は、市町分を含めた統一地方選全体の数である。

## (11) 明るい選挙の推進

今回の選挙においては、明るい選挙の実現を期するとともに、1人でも多くの県民が投票参加されるよう、あらゆる機会を捉えて積極的に啓発活動を展開した。  
とりわけ、

投票日の周知徹底と棄権防止

期日前投票制度の周知徹底

投票総参加呼びかけ運動の推進など投票所へ足を運ばせる啓発事業の展開

都市部及び若年層に対する重点啓発

に努めた。

### ア 印刷物による啓発

#### (ア)ポスターの作成・掲示

- ・ポスター掲示場用
- ・庁舎等各種公共施設用
- ・県内大学掲示用
- ・交通機関駅貼用

#### (イ)チラシの作成・配布

- ・転入転出用チラシ

#### (ウ)県・市町広報紙等による啓発記事掲載

- ・県の各種広報紙等に掲載
- ・市町の各種広報紙等に掲載

#### (エ)選挙公報の余白の利用

### イ 資材による啓発

#### (ア)ティッシュペーパーの作成・配布

#### (イ)モバイルクリーナーの作成・配布

#### (ウ)障害者作成グッズの配布

### ウ マス・メディア等による啓発

#### (ア)新聞広告の掲載

- ・日刊紙：神戸
- ・非日刊紙：サンケイリビング、兵庫ジャーナル

#### (イ)テレビ・ラジオのスポット放送

- ・テレビ：サンテレビ
- ・ラジオ：ラジオ関西、KissFM

#### (ウ)CATV・コミュニティFMによる啓発

### エ 掲示・掲揚物による啓発

#### (ア)懸垂幕・横断幕の作成・掲示

#### (イ)のぼりの作成・掲示

- ・のぼり（公共施設等）
- ・ミニのぼり（コンビニエンスストア、金融機関等）

#### (ウ)自動車への表示

- ・ボディパネルの作成・掲示

#### (エ)電光掲示板による啓発

### オ 自動車による啓発

### カ インターネットによる啓発

- ・県・市町ホームページ
- ・モバイルひょうご

## キ その他

- (ア) 明るい選挙シンボル旗掲揚
- (イ) 街頭啓発の実施
- (ウ) 有線放送、庁内放送、構内放送を利用した啓発
- (エ) 団体、企業、官公署等に対する啓発協力依頼
- (オ) 投票総参加呼びかけ運動
- (カ) 親しまれる投票所づくり運動

## (12) 身体障害者に対する便宜供与

身体の不自由な方々が、候補者の政見等を正しく理解でき、また不自由なく投票ができるように、次の措置を講じた。

### ア 点字による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（点字版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業を点訳）を728部購入し、配布を行った。

#### (ア) 対象者の把握

県民だよりひょうご及び広報ひょうご（点字版広報）での募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

#### (イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市町選管より送付）及び関係団体に郵送するとともに、各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

### イ 音声による選挙のお知らせの購入・配布

財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会から、「兵庫県議会議員選挙のお知らせ（音声版）」（候補者の氏名、年齢、所属党派、新現元別、職業を音声化）を884部購入し、配布を行った。

#### (ア) 対象者の把握

県民だよりひょうご及び愛の小箱（音声版広報）での募集並びに市区町選管を通じて希望者を把握した。

#### (イ) 発送及び配布

県選管から直接該当者（一部市町選管より送付）及び関係団体に送付するとともに、各市区町選管にも備え付け、希望者へ配布した。

### ウ 投票所における便宜供与

視力障害者に対する便宜供与の一環として、財団法人兵庫県視覚障害者福祉協会の作成した点字氏名掲示（候補者の氏名及び所属党派を点訳）を購入し、投票所及び期日前投票所用として、各市区町選管に配布した。

### エ 高齢者・障害者にやさしい投票所づくり

従来から推進している親しまれる投票所づくりの一環として、投票所の選定にあたっては、高齢者や障害者の利便を考慮し、できるだけ1階に設置するとともに、スロープ・手すりの設置、車椅子等介添え体制の充実を図るよう努めた。

### オ 投票用紙への点字による選挙種別の表示

視覚障害者が、自分自身で選挙の種類を認識できるようにするため、点字投票用紙にあらかじめ選挙名を点字印刷した。

(13) 声明等

ア 告示日当日の委員長談話要旨

4月10日を投票日とする兵庫県議会議員選挙が本日告示されました。

申すまでもなく、県議会議員選挙は、今後の地域のあり方を方向づける非常に重要な意義を持つ選挙であります。有権者の皆様におかれましては、良識ある判断のもとに、候補者の主義・主張や政策をよく理解して投票していただきますように、また、候補者におかれましては、法に則った選挙運動により、主義・主張や政策を正々堂々と訴えられることを望みます。

また、神戸市においては、市議会議員選挙の投票もあわせて行われますので、投票用紙を間違えて貴重な1票を無駄にすることのないよう、特にお願いいたします。

この度の東日本大震災によりお亡くなりになられた方のご冥福をお祈りするとともに、甚大な被害を受けた地域及び被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。また、被災地における支援活動などに取り組んでおられる多くの皆様に心から敬意を表します。

このような中、投票日の当日、被災地で支援活動の予定がある方は、明日4月2日より、期日前投票を行うことができますので、現地で支援活動に専念いただくためにも可能な限り、この制度を活用していただきたいと思っております。併せて、その他の仕事やレジャー等で当日、投票所に行けない方も同様に期日前投票制度をご活用していただき、有権者の皆様方がこぞって貴重な1票を行使されますよう、お願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の告示にあたり、すべての有権者の投票総参加と明るい選挙の実現を強く願っております。

平成23年4月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

イ 投票日当日の委員長談話要旨

今日は、兵庫県議会議員選挙の投票日です。

申すまでもなく、県議会議員選挙は県民の代表を選ぶ選挙であり、今後の県政の発展と県民生活にとって非常に重要な選挙です。

有権者の皆様におかれましては、皆様の貴重な1票1票がこれからの兵庫県を築いていくということを十分ご認識いただき、候補者の政見、政策等をよく判断して投票されますよう、お願いいたします。

なお、本日は日曜日ですので、レジャーをはじめとしていろいろご予定のある方も多いかと存じますが、一部の地域を除き、投票時間は午前7時から午後8時までとなっておりますので、お出かけの前や行楽などからのお帰りの際にぜひ投票所に寄っていただきますよう、お願いいたします。

兵庫県議会議員選挙の投票日にあたり、すべての有権者の投票総参加を願っております。

平成23年4月10日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩